

更に彼の銘振りについて論ずるに字態にかなりの変化があり、どの字態が何代であるか分らない。頗んどの名が中心穴の右に丹州住定正と五字に切るも字態にかなり変化がある。時々中心穴の右に丹州住左に定正と切る物がある。之は少く共一番好く見掛ける定正銘の物と字態が異なるし同一人とは考えられない。鑿鏡照記に流れに驚透鉄鑿に右に丹州住左に定正作と切る物がある。之は定正としては珍らしく京正阿弥等に好くある図柄であるが銘振りが異風であり此の外に定正作と作銘のある物を見掛けないので好くある定正銘の物とは別人と考えたい。

定正の銘の字態であるが一番好く見掛ける字態は前述の如く中心穴の右に丹州住定正と切るものにて、特に定の字に特色があり、定の字が定と下部の人の第二画が第一画を突抜け其の尖端がウ冠の第二画と接続するか、若しくは非常に近接している。此の手の銘が最も普遍的であるが、之が果して初代市郎右衛門であるか否か分らない。然しながら此の手の銘の作が歴代の定正の代表的な物である事は疑うべくもない。又此の定正は影透しの大模様も多い事も特徴である。其の地銘振りの稚拙な物もあるが、其の作柄よりして必ずしも後銘とは考え難い物があり、寧ろ此の方に時代を上げて考えて好い物がある。

### 丹後の中世文書 (三)

中 嶋 利 雄

舞鶴地方史研究第十二号に掲載した梅垣家文書のつづきです。  
例によってキヤビネ判の写真をたよりの解説ですので、この文書の一おう終った段階で、原文書をみせてもらって正誤をつけたいと考えますが、いまは全くその余裕がありません。  
総合資料館の古文書課長、上島有先生に読解についてお教をいただいたことを感謝いたします。

❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖

春日部村滝  命  跡  延  真末守  
兩名田島以下事

右件名田島等者、本主号  命  去年松尾寺性智法師龜熊丸依殺害之事、寺中被追放之時、当名田島等一旦政所ニ被召置之處、  彼帯号名讓状、為関東及条々上訴之間、如本可相計之旨被仰下之上者、早至于滝  命  跡名田島等以下者、任

本名主号命相傳讓状旨、子息鶴丸所宛賜之者、為当知行有限御年貢以下恒例臨時御公事、任先例無懈怠可致其沙汰者也、仍沙汰人百姓等宜承知勿違失、故所宛行之状如件

郷政所西浦左衛門 (花押)  
永仁七年四月十八日  
地頭政所   (花押)



かり  名  
つりわたす  事  
田島桑  さい  等の事

合式反小四十歩内 公田三百四十歩付番頭  
ひこ太郎所

- 一 田
- 一 八斗代
- 一 反 やまくち 一 反大 九 とりいのも
- と 一 反斗内  代 いねくち
- 一 反九
- 一 八斗五升代
- 一 反 二反 九 おうつほ一 反
- 一  代 はんとうめん
- 六十歩 中谷  二 しんてん のそく
- 以上八反六十歩 私田定
- やゝしき もとのあさき
- 一 くわ とう五郎はたけより下みちの上
- 下をかけて、うるしかもりのくわ、しものきれ、やしきまてに、
- うほうおなしきはたけ、にしあらた、きたのつらはたけ、しんすけつくり事
- なかいたに、たにをのほり、みちのし
- たまたに、



うり申末守名麻島事

合麻島式升者

右件麻まきハ用、有ニ仍八百文ニ永代うりわ  
たし申処実也、但彼はたけハすへもり名の内  
ぬき地に□候、在所すへもりの分二升まき  
おほんしゆ<sup>カ</sup>權<sup>カ</sup>聖<sup>カ</sup>坊証秀のちうたいにて候へ  
共、本もんしよあいそへ候て永代うり申候候  
上ハ、いさゝかいらんわつらいを申ましく候、  
もし天下一同の御とくせい 物念<sup>カ</sup>候とも、か  
の地下におきてハ、一言子細を申ましく候、  
仍うりけんの状如件

永享三年五月廿五日

うりぬし<sup>カ</sup>權<sup>カ</sup>聖<sup>カ</sup>坊

証秀(花押)



\* \* 例会だより \*

▽一月三十日 西公民館

「大内郷吉田庄の位置について」岡野  
允氏。

京都府郷土史研究連絡協議会機関誌へ  
の投稿依頼の件——寄稿しない事に決定

▽三月二十七日 西公民館

「丹州住定正について」高田 守氏

▽七月十七日 西公民館

「舞鶴市史編さんについて」

吉田美昌氏

なお舞鶴市は五月一日付けで、市史編さ  
ん委員に、立道団造、井上金次郎、池田  
儀一郎、真下八雄、小川高の五氏を委嘱  
した。

● 編集後記 ●

岡野氏の論文は、古代から近世に至る主と  
して耕地面積の変遷より加佐郡勢を推察する

という、斬新な視点に立って論考されたもの  
で、本研究会では最初の通史的な問題提起で  
あるが、今後これが緻密で実証的な研究によ  
って肉付けされることを期待したい。

中嶋氏には三回(両丹地方史第十二号を含  
む)にわたって、舞鶴の貴重な中世史料であ  
る「西浦文書」を解説し掲載していただいた。  
在地史料と荘園領主たる貴族・社寺の所蔵文  
書中の関係史料とを合わせて「舞鶴中世文書  
集」ができれば、遅々たる当地方の中世史研  
究に大きく貢献するだろう。

市制施行三十周年(昭和四十八年)記念事  
業の一つとして、「舞鶴市史」が編さんされ  
ることになった。この事業は、ただ少数の委  
員にのみまかされるものでなく、各種研究サ  
ークルが協力するのは勿論、広く市民、諸団  
体が過去の歩みを回顧、記録して、それらを  
編さんに反映させてゆく全市民的運動にまで  
昂める必要がある。かくしてこそ舞鶴市の課  
題に答えうる有意義な市史が完成されよう。

(真下八雄 記)